

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部流域政策局）

諮問日：平成27年6月29日（諮問第107号）

答申日：平成29年3月14日（答申第97号）

内容：「木くず不法投棄事案に関する全ての文書」の公文書一部公開決定に対する異議申立て

答 申

第1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表1に掲げる部分を公開すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書公開請求

平成27年4月14日、異議申立人は、滋賀県情報公開条例（平成12年滋賀県条例第113号。以下「条例」という。）第5条第1項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

2013年3月に滋賀県高島市の鴨川河口周辺（県有地）に、大量の放射性木材チップが不法投棄された案件に関する一切の情報（滋賀県保有の情報全部）

2 実施機関の決定

平成27年5月29日、実施機関は、本件公開請求に係る対象公文書を特定の上、条例第6条第1号、第2号アおよび第6号に該当することを理由として、一部の情報を非公開とし、条例第10条第1項の規定に基づき、公文書一部公開決定を行った。

3 異議申立て

平成27年6月15日、異議申立人は、実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立て（以下「本件異議申立て」という。）を行った。

4 実施機関による決定の変更

平成 28 年 3 月 23 日、実施機関は、当初の決定を変更し、別表 2 の「非公開部分」欄の情報を同表の「非公開理由」欄の理由により非公開とし、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

第 3 異議申立人の主張要旨

異議申立人が、異議申立書、意見書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消すとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

（1）条例第 6 条第 1 号該当性について

実施機関は、条例第 6 条第 1 号の規定の解釈、運用を誤っている。同号は、「事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く」と規定しており、法人の代表者やこれに準じる者には適用されないことになるが、今回、非公開とされた部分には、こうした情報が数多く含まれていると考えられる。

（2）条例第 6 条第 2 号該当性について

実施機関は、条例第 6 条第 2 号の規定の解釈、運用を誤っている。違法行為に関与した法人等には、保護されるべき競争上の地位や正当な利益はない。不法投棄が起こった場合に、不法投棄されたものがどこで処理されたかを明らかにするのは当然のことである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、理由説明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 本件対象公文書について

本件公開請求に係る対象公文書は、「木くず不法投棄事案の対応に係る文書」の 54 文書、「木くず撤去等の要望に関する文書」の 13 文書、「木くず不法投棄事案関係者告発に関する文書」の 32 文書および「支出経費が分かる文書」の 20 文書である。

3 本件不法投棄事案について

本件公開請求は、滋賀県高島市の一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄事案（以下「本件不法投棄事案」という。）に係る文書についてされたものである。

本件不法投棄事案は、高島市安曇川町地先の一級河川鴨川左岸琵琶湖流入付近の河川敷および隣接民有地において、平成25年3月中旬から平成25年4月下旬にかけて河川管理用通路の不陸整正と称し、延長573mにわたり木くずが無断で敷設されるとともに、木くずの入った大型土のう袋77袋が放置されていた、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃掃法」という。）および河川法違反の事案である。

本件不法投棄事案については、平成25年4月に住民から情報提供と調査要請を受け、A氏、B氏およびC氏の3者に対する聴取、折衝、指導を行ってきた。平成25年11月にA氏から原状回復計画の提案を受けA氏と折衝を行った結果、A氏と何らかの関わりがあることが推測される第三者の企業により、平成25年12月14日から復旧作業が開始され、平成26年3月4日に完了した。同日、県は上記3者について、廃掃法および河川法違反の疑いで、滋賀県警察本部に告発状を提出し、翌5日に受理された。平成26年10月15日に、3者のうち、A氏が廃掃法違反の罪で起訴され、同年12月2日に有罪判決が下され、同年12月17日に判決が確定した。なお、B氏およびC氏については、同年10月15日に不起訴となった。

A氏の有罪判決確定を受け、県は、同年12月19日に「一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案の総括」（以下「事案総括」という。）を公表し、可能な範囲で情報を公表し、それぞれの時点における県の判断や対応につき改めて説明した。

4 非公開理由について

(1) 条例第6条第1号該当性について

A氏に関して、有罪判決の中で公にされている事実である本人の氏名等については、公開することが妥当であるが、A氏の住所、家族構成等の情報および本件不法投棄事案に関して不起訴処分となった者の氏名等は、非公開情報として扱うべきである。

(2) 条例第6条第2号ア該当性について

木くずの排出元企業、収集運搬業者、中間処理業者等については、本件事案との直接の関わりがなく、行政指導の相手方たる者でもないため、これらに係る情報を公にすると、当該法人等の社会的評価が不当に害され、事業の運営上の利益が損なわれるおそれがあると認められる。また、前述の法人等以外であっても、法人等の口座番号および印影については、広く知られることが容認されたものとは考えられず、非公開情報に当たる。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄

与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、本件不法投棄事案について実施機関が保有する全ての文書の公開が求められたものである。

実施機関は、別表2のとおり、本件処分において119件の文書を特定の上、条例第6条第1号および第2号アを理由として、その一部を非公開としているが、異議申立人は、これらの公開を求めていることから、以下、当該情報に係る非公開情報該当性を検討する。

なお、実施機関による決定の変更により、当初の決定において非公開とされた部分の一部はすでに公開されており、当審査会は、本件処分において、なお非公開とされている部分を調査審議の対象とするものである。

3 非公開情報該当性について

(1) 条例第6条第1号該当性について

ア 条例第6条第1号について

条例第6条第1号は、個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）または特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

ただし、特定の個人を識別することができる情報であっても、一般に公にされている情報等については非公開情報として保護する必要がないことから、本号ただし書においては、法令もしくは条例の規定によりまたは慣行として公にされ、または公にすることが予定されている情報などは、非公開情報から除外することとしている。

イ 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「1号」欄に○のあるもの（「備考」欄に※のあるものを除く））の条例第6条第1号該当性について

(ア) 個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、印影、写真および居住地に係る地図等の情報

実施機関は、個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、印影、写真および居住地に係る地図等の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、条例第6条第1号に該当するとしている。

これに対して、異議申立人は、非公開とされた個人の氏名等には、事業を営む個人の当該事業に関する情報が存在しており、同号を適用していることは誤りであると主張している。

当審査会において対象公文書を見分したところ、非公開とされた部分の一部には弁護士の氏名が認められ、当該情報については、事業を営む個人の当該事業に関するものであると判断される。

一方、その他の個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、印影、写真および居住地に係る地図等の情報は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められ、同号ただし書に該当すると判断すべき事情は見当たらない。

したがって、弁護士の氏名は、条例第6条第1号に該当しないものであるが、その他の個人の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、印影、写真、居住地に係る地図等の情報は、同号に該当するものであると認められる。

(イ) 地方公共団体の名称および役職名

実施機関は、調査の対象とした個人の住所地に係る地方公共団体の名称および役職名については、特定の個人を識別することにつながるとして非公開としたものと考えられる。

しかしながら、実施機関において特段の説明がないところ、こうした情報を公にしたとしても、実施機関が調査の対象とした特定の個人を識別することはできないものと言わざるを得ない。

したがって、地方公共団体の名称および役職名は、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。

(ウ) 地縁団体の役職名

実施機関は、地縁団体の役職名について、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであるとしている。

しかしながら、当該地縁団体が存在する地方公共団体においては、地縁団体の役職者に係る名簿は、第三者からの提供の求めに対して、当該地方公共団体が適当と認めた場合に限って交付されているものと認められ、地縁団体の役職者の氏名は一般に公にされているものであるとは認められない。

こうしたことに鑑みれば、地縁団体の役職名は、特定の個人を識別することができ

るものとは言えないものである。

したがって、地縁団体の役職名は、条例第6条第1号に該当するものとは認められない。

(エ) 本件不法投棄者に係る情報

実施機関は、本件不法投棄事案について有罪判決が確定しているA氏（以下「本件不法投棄者」という。）の情報については、公にすることが社会通念上許容され、当該個人の権利利益を不当に侵害するおそれがない範囲で公開をすべきであると主張し、本件不法投棄者の保有する自動車の車種や家族構成等に係る情報を非公開としている。

確かに、本件不法投棄者の氏名は、実施機関においてすでに公にされているところであり、こうした非公開情報が公になれば、本件不法投棄者の氏名と照合することにより、結果として、財産の保有状況や家庭環境など本件不法投棄者の私生活に係る情報が公になるものと言える。

一方、実施機関は、その他の種々の情報についても、本件不法投棄者に関する情報であるとして非公開としているところであるが、こうした情報は、すでに公にされているものや単なる調査の記録と言うべきものに過ぎない。

したがって、本件不法投棄者の保有する自動車の車種や家族構成等に係る情報は、条例第6条第1号に該当するものであるが、別表1に掲げるその余の情報については、同号に該当するものとは認められない。

(2) 条例第6条第2号ア該当性について

ア 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

イ 非公開部分（別表2の「非公開理由」欄の「2号」欄に○のあるもの（「備考」欄に※のあるものを除く））の条例第6条第2号ア該当性について

(ア) 実施機関が調査対象とした事業者ならびに木くずの排出、搬入、撤去および処分等に関与した事業者の名称、所在地、代表者名、電話番号および印影等

当審査会においては、平成27年8月17日付け答申第86号（以下「先例答申」という。）により、公にすることで、実施機関が調査対象とした事業者および木くずの排出、搬入等に関与した事業者が特定される情報は、条例第6条第2号アに該当するものであると判断していたところである。

本件諮問に伴い、改めて審議したものであるが、先例答申における判断を変更すべき事情の変化は認められず、これと同様の判断に至っており、当該判断の理由は次の

とおりである。

実施機関が調査対象とした事業者や木くずの排出、搬入、撤去および処分等に関与した事業者（以下「関係事業者」という。）については、本件不法投棄者との関係性が必ずしも明らかとはなっていないところである。

こうした状況において、関係事業者の名称、所在地、代表者名、電話番号および印影等の事業者が特定される情報が公になれば、いかにも当該事業者が本件不法投棄者と特別の関係があったとの印象や本件不法投棄に関与していたとの印象を与え、当該事業者に対する社会的な信用や評価が損なわれるおそれがあるものと認められる。

ところで、実施機関は、関係事業者の所在する地方公共団体の名称や管轄郵便局の名称、関係施設の名称等について、関係事業者が特定される情報であるとして非公開としているところである。

しかしながら、実施機関からは、こうした情報から関係事業者が特定される理由について具体的な説明はなく、一般に、こうした情報を公にしたとしても、事業者が特定されるとは考え難いものである。特に、関係事業者の所在する地方公共団体の名称については、すでに先例答申において、事業者が特定される情報には当たらないと判断していたところであり、当該判断を覆すべき特段の事情は見当たらない。

したがって、関係事業者の名称、所在地、代表者名、電話番号および印影等の関係事業者が特定される情報は、条例第6条第2号アに該当するものであると認められるが、別表1に掲げるその余の情報については、同号に該当するものとは認められない。

(イ) その他の事業者の名称等

実施機関は、実施機関が開催した地元説明会に出席した事業者の名称等を公にすると、当該事業者の社会的評価が不当に害され、事業運営上の利益が損なわれるおそれがあると主張している。

実施機関からは、こうしたおそれが生じる理由について何ら説明がないが、実施機関においては、平成26年12月に事案総括によって本件不法投棄者の氏名や本件不法投棄事案の経過について、既に一定公表しているところである。

こうした状況からすれば、関係事業者以外の事業者の名称等を公にしたとしても、当該事業者が本件不法投棄に関与していたとの印象を与えるとは考え難く、当該事業者の社会的な信用や評価が損なわれるおそれがあるものと判断すべき事情はない。

したがって、別表1に掲げる事業者の名称等は、条例第6条第2号アに該当するものとは認められない。

4 付言

本件処分に係る公開情報においては、特定の個人に係る顔写真、捜査関係事項照会書および同回答書など、条例の規定からすれば、本来、公開されるべきではないものが含まれてい

たことが認められる。

公文書は「原則公開」ではあるが、条例上、非公開となる情報が誤って公にされることはあってはならないことである。特に、個人に関する情報については、条例第3条第1項において、「実施機関は、通常他人に知られたくない個人に関する情報をみだりに公開することのないよう最大限の配慮をしなければならない」と規定しており、より慎重な取扱いがなされるべきである。

また、本件決定通知書における「公文書の公開をしない理由」は、単なる条例の条文の引き写しとなっていることが認められるが、こうした記載は、条例第10条第3項の規定が要求する理由付記としては十分なものではない。この点については、平成27年3月5日付け答申第82号において、同様の指摘を行い、実施機関における適切な理由付記の徹底を求めているところであるが、なおこのような対応がなされていることは遺憾である。

本件異議申立てに係る調査審議においては、理由説明書等による実施機関の説明からは、非公開理由が判然としない部分が散見されたところであり、実施機関による説明が適切になされたものとは言えないことも指摘しておく。

実施機関においては、今後、このようなことがないように、条例の趣旨を十分に理解した上で、より一層の慎重かつ適正な情報公開制度の運用に努められたい。

5 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件異議申立てについて、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成27年6月29日	・実施機関から諮問を受けた。
平成27年8月5日	・実施機関から理由説明書の提出を受けた。
平成27年11月12日	・異議申立人から理由説明書に対する意見書の提出を受けた。
平成28年5月27日 (第245回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成28年6月24日 (第246回審査会)	・事案の審議を行った。
平成28年7月25日 (第247回審査会)	・事案の審議を行った。

平成28年 8 月26日 (第248回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の審議を行った。
平成28年 9 月21日 (第249回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年10月17日 (第250回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 異議申立人から意見を聴取した。 ・ 事案の審議を行った。
平成28年11月21日 (第251回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事案の審議を行った。
平成29年 2 月16日 (第254回審査会)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 答申案の審議を行った。

別表 1

文書	頁	公開すべき部分
文書 1	1	その他の事業者の名称
文書 3	4	地方公共団体の名称
文書 7	45	関係事業者に係る情報（管轄郵便局の名称・郵便番号）
文書 13	95	本件不法投棄者に係る情報（「内容」の 29 行目 27 字目から 33 字目、30 行目 1 字目から 4 字目）
	96	関係事業者に係る情報（埠頭名、集積場名）
文書 15	122	関係事業者に係る情報（管轄郵便局の名称・郵便番号）
文書 17	124	弁護士の氏名
	129	関係事業者に係る情報（地方公共団体の名称）
文書 19	138	その他の事業者の名称（13 行目）
	139	関係事業者に係る情報（法人等の活動内容（32 行目））
	142	その他の事業者の名称（4 行目を除く）・役職名
文書 22	157	本件不法投棄者に係る情報（「要旨」の 2 行目、「1 回目訪問」の 11 行目 20 字目以降）
	160	本件不法投棄者に係る情報（「10 回目訪問」の 7 行目 28 文字目から 8 行目）
文書 26	185	その他の事業者の名称
文書 29	260, 273～279	地方公共団体の役職名
文書 35	294	その他の事業者の名称・役職名
	309	その他の事業者の名称、地縁団体の役職名
	311, 313, 315, 317～320	地縁団体の役職名
文書 39	365	その他の事業者の名称（表 3 行目を除く）
	366	地縁団体の役職名
文書 44	382	関係事業者に係る情報（役職名）
文書 50	497, 500	地縁団体の役職名
	533	その他の事業者の名称
文書 56	603	地縁団体の役職名、その他の事業者の名称
文書 93	882	弁護士の氏名
文書 96	969, 973, 985	地縁団体の役職名
	970～972	その他の事業者の名称（972 頁の表 3 行目を除く）
	983	その他の事業者の名称・借用目的
	984	地縁団体の役職名、その他の事業者の名称
文書 98	1, 002, 1, 003	関係事業者に係る情報（所在地）

・頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁のものである。

別表 2

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由		備考
				1号	2号ア	
文書1	1～2	復命書 (鴨川河口付近への不審な積載トラックの出入り等の調査要望について)	要望者の氏名、役職、住所	○		
			要望者の所属法人の名称、事案に無関係の法人の名称		○	
文書2	3	復命書 (担当者の電話対応メモ)	不法投棄者の電話番号	○		
			不法投棄者が代表を務める法人の名称		○	
文書3	4	復命書 (担当者の電話対応メモ)	敷設事業者の名称、住所、電話番号	○		
文書4	5～8	平成25年5月13日付け電子メール (河川・港湾室対応相談)				
文書5	9～37	現場写真、位置図、平面図	重機の運転者の氏名	○		
			重機の持込会社の名称等		○	
文書6	38	復命書 (〇〇氏への確認事項)	敷設事業者の従業員の氏名、C氏の氏名	○		
			不法投棄者が代表を務める法人の名称		○	
文書7	39～45	平成25年7月31日付け決裁添付文書 (河川法違反に対する文書による原状回復指示について)	郵便配達員の氏名	○		
			不法投棄者が代表を務める法人の名称、住所地、郵便番号、最寄りの郵便局		○	
文書8	46～51	平成25年8月15日付け決裁添付文書 (河川法違反に対する文書による原状回復指示の再送について)	不法投棄者が代表を務める法人の名称、住所地		○	
文書9	52	復命書 (鴨川での木材チップ敷設事案)	C氏の氏名、携帯電話番号	○		
			不法投棄者が代表を務める法人の名称、C氏が代表を務める法人の名称・電話番号、木くずの生産元業者の名称		○	
文書10	53～61	放射線測定結果・写真等	不法投棄者の関係者の名称	○		
文書11	62～93	取得資料 (C氏からの提供資料一式)	C氏の氏名、住所、電話番号、メールアドレス	○		
			木くずの生産元業者・中間処理業者・最終処分業者・搬出業者の名称・代表者名・住所・連絡先・印影・銀行口座等、不法投棄者が代表を務める法人の名称・住所地・印影・現在事項全部証明書記載事項等、運搬業者の所有する船舶名		○	
文書12	94	平成25年9月6日測定結果				
文書13	95～104	復命書 (鴨川木材チップ関連関係先調査(東京))	不法投棄者の関係者の名称・居住地(写真含む)、不法投棄者の家庭環境が推測できる情報、不法投棄者の所有する車両の名称	○		
			不法投棄者および不法投棄者の関係者が代表を務める法人の名称・住所・写真、木くずの搬出業者の名称・住所・写真		○	
文書14	105～119	平成25年9月17日付け資料 (一級河川鴨川の河川敷およびその周辺における木材チップの無断放置および放射能濃度の検査結果について)				
文書15	120～122	平成25年9月17日付け指示書	不法投棄者が代表を務める法人の名称・住所・郵便番号・最寄りの郵便局		○	

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由		備考
				1号	2号ア	
文書16	123	平成25年9月19日付け報告文書 (一級河川鴨川の河川敷等における不法投棄に係る放射性物質の検査結果について)				
文書17	124~133	復命書 (顧問弁護士相談結果報告)	弁護士の氏名、C氏の氏名 不法投棄者が代表を務める法人の名称、生産元業者の名称・住所、中間処理業者および最終処分業者の名称・住所	○	○	
文書18	134~137	平成25年9月20日付け決裁添付文書 (河川管理用通路等の鍵の管理について)				
文書19	138~142	平成25年9月27日付け資料 (一級河川鴨川(高島市安曇川町下小川)の河川管理用通路(左岸河口部)での木材チップの放置について)	敷設事業者の従業員の氏名、要望者の氏名、バックホウ所有者の氏名、C氏の氏名、不法投棄者の関係者に関する情報 不法投棄者が代表を務める法人の名称・住所・連絡先、要望者の所属する法人の名称、C氏が代表を務める法人の名称・業務内容、木くず生産元業者・最終処分業者の名称	○	○	
文書20	143	復命書 (鴨川事件近畿地整照会結果)				
文書21	144~152	平成25年10月3日付け指示書・復命書 (鴨川チップ事件に係る指示書の交付について)	敷設事業者の従業員の氏名、バックホウ所有者の氏名、バックホウ回収者の氏名、C氏の氏名、レンタル業者担当者氏名 バックホウレンタル業者の名称・住所・連絡先(本店・支店・営業所)・銀行口座・印影	○	○	
文書22	153~180	平成25年10月3日付け指示書および木材チップ事案作業責任者関係先訪問復命書 (平成25年10月4日)	不法投棄者の関係者の氏名・住所・最寄駅、不法投棄者の住所・最寄駅・生年月日・住宅の写真・地図・家庭環境が推測できる情報・所有する車両 不法投棄者及びその関係者が代表を務める法人の名称・住所	○	○	
文書23	181	平成25年10月4日付け依頼文書 (所有地内の竹木の伐採について)				
文書24	182~183	復命書 (鴨川チップ事案のテレビ局取材対応について)	記者の氏名・名刺、苦情者の電話番号	○		
文書25	184	平成25年10月10日付け回答書				
文書26	185	復命書 (市民ネットワーク等の木材チップ線量測定同行結果について)	要望者の氏名・役職 要望者の所属団体	○	○	
文書27	186~247	法人登記簿	木くずの生産元業者・中間処理業者・最終処分業者・運搬業者等の所在地・名称・法人番号・役員・その他登記情報・管轄法務局、不法投棄者が代表を務める法人の所在地・名称・法人番号・役員・その他登記情報・管轄法務局		○	
文書28	248~259	住民票	住民票記載事項および様式	○		
文書29	260~270	平成25年10月15日付け決裁添付文書 (河川法違反にかかると関係会社等	C氏の氏名・住所・管轄市町村長、敷設事業者の従業員の氏名・住所・管轄市町村長、不法投棄者およびその関係者の氏名・住所・管轄市町村長	○		

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由		備考
				1号	2号ア	
文書29	260～275	(河川法違反にかかる関係会社等の法人登記および関係者の住民票等の交付申請について)	木くずの生産元業者・中間処理業者・最終処分業者・運搬業者等の所在地・名称、不法投棄者が代表を務める法人の所在地・名称		○	
文書30	280～285	平成25年10月15日付け決裁添付文書 (民地における竹木伐採にあたっての請書の提出について)	法人の印影		○	
文書31	286～287	平成25年10月22日付け回答書	不法投棄者が代表を務める法人の名称・住所・印影		○	
文書32	288～289	平成25年10月22日付け回答書	不法投棄者の住所・印影	○		
文書33	290～291	測定結果(平成25年9月6日・10月23日)				
文書34	292	平成25年10月29日付け資料提供 (一級河川鴨川の河川敷およびその周辺における木材チップの無断放置にかかる地元説明会の開催について)				
文書35	293～355	復命書 (一級河川鴨川の河川敷および隣接地における無断放置事案に関する地元説明会概要および説明会資料等)	説明会出席者の氏名、役職	○		
			木くず生産元業者の名称		○	
文書36	356～357	復命書 (鴨川事件河川法違反行為に対する適用条文の考え方について)				
文書37	358～363	平成25年11月26日付け決裁添付文書 (河川敷地隣接民有地への立入防止柵等の設置について)	法人の従業員の氏名	○		
文書38	364	昭和40年3月24日付け官報				
文書39	365～366	平成24年10月29日～平成25年7月26日 鍵受渡	敷設事業者の従業員の氏名・電話番号、その他事案とは無関係の鍵借受人の氏名・役職・電話番号	○		
			不法投棄者が代表を務める法人の名称・電話番号、その他事案とは無関係の鍵借受企業の名称・電話番号		○	
文書40	367	復命書 (C氏との面談について)	C氏の氏名、役職	○		
			C氏が代表を務める法人の名称、木くずの生産元業者・中間処理業者・最終処分業者・運搬業者等の名称		○	
文書41	368～369	復命書 (不法投棄者氏聴取記録)	C氏の氏名、不法投棄者の関係者の氏名	○		
			木くずの生産元業者の名称		○	
文書42	370～372	平成25年11月26日付け資料提供 (一級河川鴨川の河川敷およびその周辺に無断放置された木材チップの放射能濃度の検査結果について)				
文書43	373～377	資料 (一級河川鴨川およびその周辺における木材チップの原状回復計画に関する地元説明会資料)				
文書44	378～394	平成25年12月16日付け決裁添付文書 (滋賀県が行う事務事業からの暴力団排除に関する合意書に基づく情報提供について)	木くず撤去業者の代表者の氏名・役職	○		
			木くず撤去業者の名称・住所		○	
文書45	395～397	平成26年3月3日付け資料提供 (一級河川鴨川河川敷管理用通路における木材チップ等に関する放射能濃度等の検査結果について)				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由		備考
				1号	2号ア	
文書46	398～399	平成26年3月4日付け資料提供 (一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄事案に関する河川管理用通路等の復旧作業の完了について)				
文書47	400～419	資料 (一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄事案に関する地元説明会資料)				
文書48	420～469	平成26年3月6日付け通知文書 (一級河川鴨川河川敷等における木くずの不法投棄事案を教訓とした河川管理の対応について)				
文書49	470～472	平成26年3月25日付け電子メール (鴨川事案後の河川管理の対応にかかる独自取組について)				
文書50	473～535	平成26年7月8日付け通知文書 (一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄に関する河川管理用通路等の復旧作業にかかる業務日報について)	単価契約業者の従業員の氏名、木くず撤去作業の様子を見に来た住民の氏名・役職 木くず撤去作業の様子を見に来た法人の名称	○	○	
文書51	536	平成26年12月19日付け資料提供 (一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案の総括について)				
文書52	537～538	県民の皆様へのお詫びと約束				
文書53	539～592	一級河川鴨川およびその周辺における木くず不法投棄事案の総括				
文書54	593～601	復命書 鴨川木くず事案にかかる環境省・経産省への知事要望について	要望者の氏名	○		
文書55	602	平成25年9月18日付け要請書 (一級河川鴨川における不法投棄物の処理にかかる要請について)				
文書56	603	平成25年9月25日付け要望書 (台風18号に伴う被害状況報告および要望書)	要望者の氏名・役職 要望者の代表印、事案とは無関係の法人の名称	○	○	
文書57	604～605	平成25年9月26日付け要請書・復命書 (一級河川鴨川の河川敷等における木材チップの不法投棄について)	要望者の氏名、役職	○		
文書58	606～607	平成25年10月16日付け要望書	県漁連の法人印・代表印の印影		○	
文書59	608～622	平成25年10月15日付け要請書および回答 (一級河川鴨川における放射能汚染された木材チップの不法投棄に対する緊急要請について)				
文書60	623～636	平成25年11月11日付け要望書および回答 (高島市鴨川河口河川敷に不法投棄された放射能に汚染された木材チップの全量撤去に関する市民からの要望書)	要望者の氏名・役職・住所・電話番号	○		
文書61	637～638	平成25年11月27日付け意見書 (一級河川鴨川に不法投棄された放射能汚染木材チップの早期撤去を求める意見書)				
文書62	639～643	平成26年2月20日付け質問書・要望書に対する回答 (大阪・放射能ガレキ広域化差止め裁判原告団の質問・要望に対する回答について)	要望者の氏名、役職	○		

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由		備考
				1号	2号ア	
文書63	644～645	平成26年3月17日付け要望書 (高島市に不法投棄された木くずに関する要望書)	要望者の氏名・住所・電話番号・印影	○		
文書64	646～647	平成26年8月6日付け要望書 (高島市に投棄された放射性チップに関する要望書)	要望者の氏名・役職・住所・電話番号	○		
文書65	648	平成26年9月26日付け要望書 (滋賀県高島市に不法投棄された放射性チップ(木くず)に関する要望書)	要望者の氏名・役職・電話番号	○		
			要望団体の法人印の印影		○	
文書66	649～653	平成26年10月15日付け質問書および回答 (卒原発と原発再稼働等についての質問)	要望者の氏名・役職	○		
文書67	654～665	供覧文書 (鴨川木くず事案要望書に対する回答について)	要望者の氏名・役職・住所	○		
文書68	666～667	供覧文書 (木材チップ事案にかかる今後の対応について)				
文書69	668～670	平成25年9月30日付け決裁添付文書 (河川法違反行為に対する告発に係る条文適用の考え方について)				
文書70	671	復命書 (鴨川事件告発にあたっての県警への相談)				
文書71	672	平成25年10月21日付け電子メール (境界測量について)				
文書72	673～679	復命書 (鴨川事件告発にかかる相談)	C氏の氏名・役職・住所・電話番号、敷設事業者の従業員の氏名、個人の電話番号	○		
			不法投棄者が代表を務める法人の名称・住所・電話番号、木くず運搬業者の名称		○	
文書73	680～683	復命書 (鴨川不法投棄に係る事情聴取について)	鍵の借受人(事案とは無関係)の氏名	○		
文書74	684～706	平成25年11月11日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答)				※
文書75	707～708	復命書 (鴨川事件県警への報告および告発にかかる相談)				
文書76	709～710	平成25年11月15日付け決裁添付文書 (鴨川河川法違反にかかる木材チップについて)				
文書77	711～714	平成25年11月18日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答について)				※
文書78	715～716	平成25年11月18日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答のうち、鴨川河口付近への不審な積載トラックの出入り等の調査要望について)	要望者の氏名、役職、住所	○		※
			要望者の法人の名称、事案に無関係の法人の名称		○	
文書79	717～739	平成25年11月18日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答のうち、指示書決裁添付文書および回答)	不法投棄者の住所・印影、C氏の氏名	○		※
			不法投棄者が代表を務める法人の名称・住所・印影		○	

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由		備考
				1号	2号ア	
文書80	740	平成25年11月18日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答のうち、鴨川での木材チップ敷設事案)	C氏の氏名、携帯電話番号	○		※
			不法投棄者が代表を務める法人の名称、C氏が代表を務める法人の名称・電話番号、木くずの生産元業者の名称		○	
文書81	741～746	平成25年11月18日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答のうち、9月17日時点経過)	敷設事業者の従業員の名・役職、要望者の氏名・役職、バックホウ所有者の氏名、C氏の氏名、不法投棄者の関係者に関する情報	○		※
			不法投棄者が代表を務める法人の名称・住所・電話番号、要望者の所属する法人の名称、C氏が代表を務める法人の名称・業務内容、木くず生産元業者・最終処分業者の名称		○	
文書82	747～762	平成25年11月18日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答のうち、一級河川鴨川の河川敷およびその周辺における木材チップの無断放置および放射能濃度の検査結果について)				※
文書83	763～772	平成25年11月18日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答のうち、C氏聴取記録)	C氏の氏名・役職・電話番号・メールアドレス、不法投棄者の関係者に関する情報、個人の健康等に関する情報、敷設事業者の従業員の名	○		※
			不法投棄者およびその関係者ならびにC氏が代表を務める法人の名称・住所・電話番号、木くずの生産元業者・中間処理業者・最終処分業者・搬出業者の名称・住所、運搬業者の所有する船舶名		○	
文書84	773～804	平成25年11月18日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答のうち、9月4日情報提供者からの提供資料一式)	C氏の氏名、住所、電話番号、メールアドレス	○		※
			木くずの生産元業者・中間処理業者・最終処分業者・搬出業者の名称・代表者名・住所・連絡先・印影・銀行口座等、不法投棄者が代表を務める法人の名称・住所地・印影・現在事項全部証明書記載事項等、運搬業者の所有する船舶名		○	
文書85	805～806	平成25年11月18日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答のうち、一級河川鴨川左岸河川管理用通路の木材チップ事情聴取について)	C氏の氏名・来歴、敷設事業者の従業員の名・電話番号	○		※
			C氏が代表を務める法人の名称、バックホウレンタル業者の名称		○	
文書86	807～830	平成25年11月18日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答のうち、木材チップ事案作業責任者関係先訪問)	不法投棄者の関係者の氏名・住所・最寄駅、不法投棄者の住所・最寄駅・生年月日・住宅の写真・地図・家庭環境が推測できる情報・所有する車	○		※
			不法投棄者及びその関係者が代表を務める法人の名称・住所		○	
文書87	831～841	平成25年11月18日付け決裁添付文書 (捜査関係事項照会書への回答のうち、鴨川チップ事件にかかる指)	敷設事業者の従業員の名、バックホウ所有者の氏名、バックホウ回収者の氏名、C氏の氏名・写真、事案とは無関係の者の写真、レンタル業者担当者氏名	○		※

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由		備考
				1号	2号ア	
		示書の交付についての復命書)	バックハウレンタル業者の名称・住所・連絡先(本店・支店・営業所)・銀行口座・印		○	
文書88	842～853	平成25年11月18日付け決裁添付文書(捜査関係事項照会書への回答のうち、不法投棄者聴取記録)	C氏の氏名・来歴・名誉にかかわる情報 不法投棄者が代表を務める法人の名称・住所	○	○	※
文書89	854～857	復命書(鴨川事件県警協議)				
文書90	858～864	平成25年11月15日付け捜査関係事項照会書への回答について				※
文書91	865～867	平成25年11月19日付け捜査関係事項照会書への回答について	C氏の氏名・住所・生年月日、敷設事業者の従業員の氏名・住所・生年月日、不法投棄者の住所・生年月日 不法投棄者が代表を務める法人の名称・住所・電話番号、C氏が代表を務める法人の名称・住所	○	○	※
文書92	868～881	平成25年11月25日付け捜査関係事項照会書への回答について				※
文書93	882～903	民間団体告発会見要旨および資料	告発人の氏名、トラック所有者の氏名、トラックのナンバー 木くずの生産元業者の名称・住所、トラック所有者の所属する法人名	○	○	
文書94	904～905	平成24年3月4日付け資料提供(一級河川鴨川およびその周辺における木くずの不法投棄事案に関する告発について)				
文書95	906～967	平成26年7月15日付け捜査関係事項照会書に対する回答について	単価契約業者の従業員の氏名、木くず撤去作業の様子を見に来た住民の氏名・役職 木くず撤去作業の様子を見に来た法人の名称	○	○	※
文書96	968～996	平成26年9月8日付け電子メール(鴨川木屑不法投棄の件)	鍵の借受人(事案とは無関係)の氏名・住所・電話番号、敷設事業者の従業員の氏名・電話番号、単価契約業者の従業員の氏名、ダム事務所職員の携帯電話番号、河川法許可受者の氏名・役職 鍵の借受人が所属する法人等の名称・住所・電話番号、不法投棄者が代表を務める法人の名称・電話番号、河川法許可受者の法人名	○	○	
文書97	997	処分通知書	検事の印影、C氏の氏名	○		
文書98	998～1,007	復命書(廃棄物の処理および清掃に関する法律違反事件)	弁護士・証人の氏名・不法投棄者との関係、不法投棄者の本籍地・住所・生年月日・家庭環境が推測できる情報、C氏の氏名、不法投棄者の関係者の氏名 不法投棄者およびその関係者が代表を務める法人の名称、中間処理業者の住所	○	○	
文書99	1,008～1,010	供覧文書(滋賀県放射性チップ不法投棄裁判・判決を迎えて)	要望者の氏名・役職・電話番号	○		
文書100	1,011	鴨川河川敷木くず不法投棄事案に係る旅費について(流域政策局)				
文書101	1,012	鴨川河川敷木くず不法投棄事案に係る旅費について(高島土木事務所)				
文書102	1,013	支出負担行為兼支出命令決議書(平成25年10月24日・西部県税事務所)				

文書	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由		備考
				1号	2号ア	
文書103	1,014	支出命令決議書 (平成26年4月7日・高島土木事務所)	支払相手方の口座情報		○	
文書104	1,015	支出命令決議書 (平成26年2月21日・高島土木事務所)	支払相手方の口座情報		○	
文書105	1,016	支出命令決議書 (平成26年3月18日・高島土木事務所)	支払相手方の口座情報		○	
文書106	1,017	支出負担行為兼支出命令決議書 (平成26年1月6日・会計課)	支払相手方の口座情報		○	
文書107	1,018	支出負担行為兼支出命令決議書 (平成26年2月4日・会計課)	支払相手方の口座情報		○	
文書108	1,019	支出負担行為兼支出命令決議書 (平成26年2月26日・会計課)	支払相手方の口座情報		○	
文書109	1,020	交付リスト (平成25年12月26日・高島土木事務所)				
文書110	1,021	交付リスト (平成26年1月20日・高島土木事務所)				
文書111	1,022	交付リスト (平成26年2月4日・高島土木事務所)				
文書112	1,023	交付リスト (平成26年2月13日・高島土木事務所)				
文書113	1,024	支出負担行為兼支出命令決議書 (平成26年1月21日・西部県税事務所)	支払相手方の口座情報		○	
文書114	1,025～ 1,026	更正決議書(支出更正) (平成26年3月31日・高島土木事務所)				
文書115	1,027	支出命令決議書(H25年度T82-104号河川維持補修工事経費の支出について) (平成25年12月11日・高島土木事務所)	支払相手方の口座情報		○	
文書116	1,028～ 1,030	建設工事請負契約書 (平成25年9月12日・高島土木事務所)	契約相手方の印影		○	
文書117	1,031～ 1,032	更正決議書(支出更正) (平成26年3月31日・高島土木事務所)				
文書118	1,033	支出命令決議書 (平成25年12月11日・高島土木事務所)	支払相手方の口座情報		○	
文書119	1,034～ 1,036	建設工事請負契約書 (平成25年9月12日・高島土木事務所)	契約相手方の印影		○	

・ 頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁のものである。

・ 「非公開理由」欄：1号＝条例第6条第1号該当、2号ア＝条例第6条第2号ア該当、6号＝条例第6条第6号該当

・ 「備考」欄に※のあるものは、捜査関係事項照会書および同回答書に係る文書である。